

会 議 記 録 （１）

会議名称	令和６年度第３回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会
開会及び 開会日時	令和６年１２月２５日（水） 午後１時３０分から午後２時５５分
開催場所	北本市役所 会議室３－Ｂ
議長氏名	会長 大島 映一
出席 委員（者） 氏 名	和久津 英子、岩崎 祥江、柿崎 広、斉藤 勝夫、福山 史江、稲木 勝英、 伊藤 治、関根 治人、佐藤 道子、大島 映一、水野 稔、池田 真一
欠席 委員（者） 氏 名	若山 銀一郎、鈴木 義信、吉野 進午
説明者の 職員氏名	保険年金課長 佐藤 健市 保険年金課主幹 山本 一真
事務局 職員氏名	こども健康部長 小池 智子 保険年金課長 佐藤 健市 保険年金課主幹 山本 一真 保険年金課主査 長谷川 知亮
会議 次第	１ 開会 ２ 諮問 ３ 挨拶 ４ 議 事 (1) 報告事項について ア 国保事業費納付金・標準保険税率の秋の試算結果について (2) 審議事項について ア 令和７年度北本市国民健康保険税の税率等（案）について（諮問） (3) その他 ５ 閉会
配 付 資 料	会議次第 資料１ 令和７年度 国保事業費納付金・標準保険税率 【秋の試算】 資料２-１ 令和７年度北本市国民健康保険税について 税率等改定案 資料２-２ 北本市国民健康保険事業特別会計 将来推計（Ｒ７納付金秋の試算反映） ※改 定案による試算 資料２-３ 令和７年度北本市国民健康保険税について 参考：税率等改定案（第１案） 資料２-４ 北本市国民健康保険事業特別会計 将来推計（Ｒ７納付金秋の試算反映） ※改 定案（第１案）による試算（参考） 資料２-５ 【参考】モデルケース（改定案） 資料２-６ 【参考】モデルケース（改定第１案） 参考資料１ 北本市国民健康保険事業特別会計 将来推計（Ｒ７納付金秋の試算反映） ※現 行税率による試算（参考） 参考資料２ 令和７年度北本市国民健康保険税の税率等改定案のまとめ 参考資料３ 令和７年度北本市国民健康保険税について 【参考】税率等改定案 検討履歴 令和７年度北本市国民健康保険税の税率等（案）について（諮問）

会 議 記 録 （ 2 ）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条（公開・非公開の決定）について諮り、会議を公開することが了承されました。
	また、北本市附属機関等の公開に関する規則第5条（会議資料の閲覧）について諮り、会議資料の閲覧が了承されました。
	【傍聴人1名入室】
事 務 局	1 開 会
	北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件である過半数の委員の御出席を頂いておりますので、本会議は成立いたしますことを御報告します。
	2 諮 問 （一略一）
会 長	3 挨 拶 会長 大島 映一 氏 （一略一）
事 務 局	4 議 事
	それでは、北本市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、議長を大島会長にお願いします。
議 長	(1) 報告事項について
	次第にありますとおり、本日は、報告事項が1件、審議事項が1件となっております。円滑な議事進行に御協力をお願いします。
	それでは、(1) 報告事項のア 国保事業費納付金・標準保険税率の秋の試算結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	－資料1を示して説明－ （一略一）
議 長	ただいまの説明について質問はありますか。
	【特に質疑等なし】
議 長	質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。
議 長	(2) 審議事項について
	続きまして、(2) 審議事項のア 令和7年度北本市国民健康保険税の税率等（案）について（諮問）について、事務局から説明願います。
事 務 局	－資料2－1～2－6、参考資料1～3を示して説明－ （一略一）
議 長	ただいまの説明について質問はありますか。
委 員	今回の諮問は、要するに、必要な費用に対し財源が無いから税収を増やしたい、税率等を上げてくれ、ということなのではないでしょうか。

事 務 局	配布資料については、前回の会議で委員の皆様から頂いた意見と、秋の試算結果を受けての案として示させていただきました。国保財政の財源不足の解消に向け、資料２－１及び資料２－２の内容で改定案としてよいか、御意見を頂ければと考えております。
委 員	今回示された改定案だと、市町村標準保険税率に揃えなければならない令和９年度末には基金残高が全く無くなってしまうようですが、これで大丈夫なのでしょうか。
事 務 局	資料２－１記載の「設定理由等」のとおり、令和９年度の県内の保険税率の準統一に向けては、令和７年度及び令和９年度の２回の税率等改定により段階的に税率等を揃えていく方向でおります。この間、必要となる納付金の金額と市町村標準保険税率は県から毎年示されますので、その状況を都度確認しながら、令和９年度の税率等改定について検討を進めてまいります。
委 員	令和７年度、令和９年度は税率等が上がる、ということですよ。
事 務 局	現時点での状況を踏まえた方向性としては、そういうことになります。
委 員	納付金が支出額の大部分を占めているわけです。負担すべき納付金の金額が大きいので税率等を上げざるを得ない。だから、被保険者への影響が多大にならないよう配慮して、少しずつ上げていく。こうした全体の方向性については、理解はできます。理解はできるのですが、やはり、ほかに何か良い策は無いものかとも考えてしまいます。
事 務 局	資料２－２記載の各年度の「不足額」は、北本市の現行税率等の水準が納付金を賄うのに追いついていないという状況を示しています。 過去には、一般会計からの繰入れ、現在は法定外繰入と呼びますが、そうしたことを行って、税率等を上げないようにしておりました。しかし、その後法定外繰入が原則行えないようになり、本市においても、平成３０年以降、税率等の改定を実施してまいりました。今回の税率等改定も被保険者に負担を強いる内容ではありますが、段階的な引上げとする等、配慮をしております。 また、資料２－２記載の「※試算条件」に説明がありますが、納付金の金額の推移見込みについては、令和４年度から令和７年度の納付金実績平均伸び率の実績を基としており、歳入は少なめ、歳出は多めに想定し、慎重かつ多少余裕を持たせて推計したものとなっております。国保財政は単年度精算主義で運営されていますので、今回の将来推計は、向こう３年間ではこれぐらいの規模になるだろうと現時点で見込んだ数字です。仮にそれに反して余剰金額が発生すれば、税率等の上げ幅は抑えていきたいと考えております。 なお、確かに被保険者数は減少傾向にあり県全体の医療費は減少していくかもしれませんが、被保険者数の減少に応じて国からの公費負担は減ることが見込まれます。よって、医療費全体が減ったとしても、一人当たりの必要額は当面は上昇していくものと考えられます。今後の改定案の検討に当たっては、こうしたことも推計に影響してまいりますので、様々な要素を考慮しながら、国保財政の安定化を図ってまいります。
委 員	国保の被保険者数が減少傾向にありますが、事務局としては、その主な原因は何だと考えていますか。

事 務 局	高齢化の影響もありますが、それは既にピークを過ぎていますので、近年の減少の動きについては、社会保険の適用拡大が大きな原因と考えております。私どもとしても、一定の所得のある被保険者が社会保険に流出していくことについて、大きな危機感を抱いております。
委 員	厚生労働省の資料では、社会保険の適用拡大によって、平成20年度の制度改革では国民健康保険の被保険者が全国で約15万人、令和2年度の制度改革では全国で約40万人減り、このたびの制度改革では全国で約110万人減ることが見込まれています。 国民健康保険の被保険者が減り、国民健康保険の保険者や被保険者はこれでは国民健康保険税が上がってしまうと心配をされているかもしれませんが、社会保険に加入している会社員の方々の立場からすれば、社会保険は国民健康保険を支えるための金額も併せて保険料として納めているという側面があるわけです。国民健康保険側の事情は理解しますが、国民健康保険の財政基盤の問題と社会保険は無関係でないということについては、念のため申し上げておきたいと思います。 とはいえ、今は会社員の方でも、定年となれば国民健康保険に加入することになるでしょう。そういう意味では国民健康保険税はどうにかしてこのまま安く維持していただきたいとも思うのですが、やはり上げていかざるを得ない、ということなののでしょうか。
事 務 局	県から納付金の金額や標準保険税率が示されますが、これらは年々上がっていく傾向となっており、市町村としては、それに応じて税率等を上げざるを得ない状況となっています。 しかしながら、各市町村が毎年ばらばらに税率等の引き上げを検討し続けるのは、現実的ではないようにも思います。他市町村との意見交換を行う中では、県内で税率等の統一が図られた暁には県が条例を制定し全県の単位で税率等を検討する仕組みをつくるべきではないか、といった意見を述べる自治体もございました。 そういった将来的な検討課題は多々ございますが、私どもとしては、社会の動きに応じて、北本市の国保財政の安定的な運営を図っていかなければならないと考えております。
委 員	結局のところ、今回税率等を上げるのはやむを得ない、ということですよ。今後本算定結果も出るでしょうが、例年、秋の試算結果とそれほど変わりが無かったように記憶しています。 こうしたことから、現時点では、今回お示しになった秋の試算結果を踏まえた改定案で進めていくのはやむを得ないのではないかと思います。なお、今後発表される本算定結果や歳出等の動向も踏まえながら、少しでも税率等の上げ幅を抑えていただくようお願いをできればと思います。
議 長	ほかに質疑等はないようですので、各案件について整理したいと思います。 まず、報告事項のアについては、「了承」とすることにしてよろしいでしょうか。 【「はい」という声あり】
議 長	それでは、報告事項について、「了承」といたします。 続きまして、審議事項のアについて、いろいろと御意見は出ましたが、修正や反対の意見は特に無いようですので、原案に異議が無い旨、答申するこ

議 長	とにしてよろしいでしょうか。 【「はい」という声あり】 それでは、異議が無い旨、答申したいと思います。 なお、答申の文面については、会長である私に一任いただけますでしょうか。 【「はい」という声あり】 (3) その他 続きまして（３）その他について、事務局からお願いします。 －事務局連絡－ （一略－） 以上で、予定されていた全ての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。 5 閉 会 副会長 佐藤 道子 氏 （一略－） 事 務 局 以上をもちまして、令和６年度第３回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。 了
----------------	--